

# 第4編 資料編

## 1 防災関係機関・規程等に関する資料

### 1-1 防災関係機関連絡先

	名 称	電話番号	F A X 番号
県	危機管理・防災課	088-823-9320	088-823-9253
	南海トラフ地震対策課	088-823-9317	088-823-9253
	総合防災対策推進中央東地域本部	088-863-2570	088-863-2660
	嶺北林業振興事務所	0887-82-0162	0887-82-0200
	中央東農業振興センター嶺北 農業改良普及所	0887-82-0129	0887-82-2782
	中央東農業振興センター	0887-53-5583	0887-53-5140
	中央家畜保健衛生所嶺北支所	0887-82-0054	0887-82-0094
	中央東土木事務所本山事務所	0887-76-2105	0887-76-4253
	中央東福祉保健所	0887-53-3171	0887-52-4561
警察	高知東警察署	088-866-0110	
	高知東警察署本山警察庁舎	0887-76-0110	
消防	嶺北消防本部	0887-76-2806	0887-76-3581
自衛隊	(高知)陸上自衛隊第14旅団 第50普通科連隊	0887-55-3171	
	(善通寺)陸上自衛隊第14旅団 第15普通科連隊	0877-62-2311	
	(松山)陸上自衛隊第14旅団 第14特科隊	089-975-0911	
消防庁	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537
	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553
主な指定地方行政機関	国土交通省四国地方整備局四国山地 砂防工事事務所吉野川砂防出張所	0887-76-3901	0887-76-3477
	独立行政法人水資源機構 吉野川上流総合管理所 早明浦ダム・高知分水管理所	0887-82-0485	0887-82-0487
	中国四国農政局高知農政事務所 地域第二課(土佐山田庁舎)	0887-52-5171	0887-52-3008
	嶺北森林管理署	0887-76-2110	0887-76-3886
主な指定(地方)公共 機関	N T T 西日本(株)高知支店	088-821-3513	088-820-0997
	四国電力送配電(株)田井サービスセンター	0887-82-0460	050-8801-6504
	日本赤十字社高知県支部	088-872-6295	088-872-6299
町内の主な機関・団体	本山町社会福祉協議会	0887-76-2312	0887-76-2381
	嶺北建設業協同組合	0887-76-2230	0887-76-2272

	名 称	電話番号	F A X番号
	高知県農業協同組合本山出張所	0887-76-2444	
	本山町森林組合	0887-76-2051	0887-76-2082
	本山町商工会	0887-76-2160	0887-76-3960
小中学校・高等学校	本山小学校	0887-70-1022	0887-70-1024
	吉野小学校	0887-70-1311	0887-70-1314
	嶺北中学校	0887-70-2338	0887-76-2300
	嶺北高等学校	0887-76-2074	0887-76-3144

## 1-2 本山町防災基本条例

平成22年1月12日 条例第1号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、災害から町民の生命を守り、身体及び財産を保護するうえで必要な基本的事項を定め、町民、事業者及び本山町(以下「町」という。)の責務を明らかにするとともに、防災に関する施策の基本となる事項を定めることにより、「災害に強いまち本山」を築き、もってすべての人々が安全に暮らすことができる社会を実現することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 町民、事業者及び町は、自立と助け合いの精神を尊重し、すべての人が安全に暮らすことができるように努めなければならない。

2 町民、事業者及び町は、地域の安全を確保するうえで、良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動をはぐくむように努めなければならない。

3 町民、事業者及び町は、防災に関する知識を習得し、行動力を高め、助け合いの精神をはぐくむことにより、災害時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくように努めなければならない。

#### (地域防災計画への反映)

第3条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項の規定により設置された本山町防災会議は、町の地域防災計画を作成するにあたっては、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)を反映しなければならない。

### 第2章 町民、事業者及び町の責務

#### (町民の責務)

第4条 町民は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項その他必要事項について、自ら災害に備える措置を講ずるように努めなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保及び風水害に対する備え
- (2) 家具の転倒防止
- (3) 出火の防止
- (4) 初期消火に必要な用具の準備
- (5) 飲料水及び食糧の確保
- (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認

#### (事業者の責任)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、顧客、従業員及び事業所の周辺地域における住民並びに、その管理する施設及び設備について安全を確保しなければならない。

2 事業所は、その事業活動に関して災害を防止するため、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。

3 事業者は、その従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するとともに、帰宅困難者対策(事業所に通勤し、または来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難な者の災害時における安全な帰宅を確保するための対策をいう。)等を確立しなければならない。  
(町の基本的責務)

第6条 町は、基本理念にのっとり、防災に関する調査及び研究を行い、必要な施策を策定し、体制を整備するとともに、これらに関し常に明らかにする責務を有する。

2 町は、前項に規定する施策を策定し、体制を整備するにあたっては、町民及び事業者の意見を積極的に反映するよう努めなければならない。

(町民、事業者及び国等との連携)

第7条 町は、常に町民及び事業者並びに国、地方公共団体等(以下「国等」という。)との連携に努めるものとする。この場合において、町は、必要あると認めるときは、町民、事業者又は国等との間に、災害時の業務に関する協定を締結することができる。

(町民等に対する支援等)

第8条 町は、町民、事業者、ボランティア等が自主的に行う防災活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

2 町は、地域の自主防災組織を育成するため、積極的に支援及び協力を行い、その充実が図られるようにしなければならない。

### 第3章 予防対策

#### 第1節 防災ひとづくりの推進

(防災に関する学習及び訓練)

第9条 町民及び事業者は、防災に関する学習及び訓練を積極的に行うよう努めなければならない。

(防災に関する教育)

第10条 町は、防災に関する教育を充実させるため、必要な施策を講じなければならない。

2 町は、防災に関する活動を支える人材を育成し、活用するため、必要な施策を講じなければならない。

3 町は、防災に関する啓発活動を行わなければならない。

4 町は、災害危険情報等、防災に関する情報の提供並びに町民及び事業者との情報の共有化を推進しなければならない。

(地域相互支援ネットワークづくり)

第11条 町は、災害時に活動を行う団体等が、効果的な活動を行う環境を整備するため、地域相互支援ネットワーク(町内で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。)の育成に努めなければならない。

#### 第2節 防災まちづくりの推進

(まちの安全点検と防災まちづくり)

第12条 町民及び事業者は、自らのまちの安全を点検するとともに、防災まちづくり(災害が発

生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物の耐震化及び耐火性を確保する措置、その他まちの改善に関する措置をいう。)の推進に努めなければならない。

(防災まちづくり計画と事業の推進)

第13条 町は、町民、事業者及び国等の協力を得て、防災まちづくりに関する計画の策定及び事業の推進に努めなければならない。

(建築物の耐震性及び耐火性の確保)

第14条 町は、その管理する公共施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、それらの安全の確保に努めなければならない。

2 町は、住宅等の一般建築物(次項に規定する特殊建築物及び特定建築物を除く建築物をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

3 町は、学校、病院その他多数の者が領する建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する特殊建築物又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に規定する特定建築物に限る。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、その改善について助言し、又は勧告することができる。

4 町は、前項の規定に基づく勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(ブロック塀等の安全の確保)

第15条 町は、ブロック塀、自動販売機、コンテナ倉庫等の倒壊を防止するため、安全の確保及び改修についての指導を行うよう努めなければならない。

2 町は、建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下危険物の落下を防止するため、安全確保及び改修についての指導を行うよう努めなければならない。

### 第3節 要援護者への配慮

(町民等の配慮)

第16条 町民及び事業者は、地域において、高齢者、障害者、児童その他の災害時において特に援護を必要とする者(以下「要援護者」という。)が、災害時においても安全に暮らすことができるように配慮しなければならない。

(町の施策及び体制)

第17条 町は、町民及び事業者の協力を得て、防災に関して要援護者に配慮した施策を策定し体制を整備しなければならない。

## 第4章 応急対策

(町民等の処置)

第18条 町民、事業者、ボランティア等は、災害時において、町民全体の生命を守るため、相互に連携し、補完し合うことにより、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら必要な処置を講じなければならない。

(1) 情報の収集及び伝達

(2) 出火防止及び初期消火活動

- (3) 負傷者の救出、救護及び搬送
- (4) 要援護者の介護
- (5) 避難者の避難誘導
- (6) 給食及び給水活動
- (7) 避難所の運営協力

(町の措置)

第19条 町は、災害対策基本法第23条第1項に規定する災害対策本部として、本山町災害対策本部を設置する。

- 2 本山町災害対策本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。
- 3 町は、災害時においては、町民及び事業者の協力を得て、国等と一体となって、直ちに必要な措置を講じなければならない。
- 4 町は、災害時において、ボランティア等による被災者に対する支援活動に円滑な実施を確保するため、活動拠点の提供等必要な支援を行わなければならない。
- 5 町は、災害時において、要援護者に配慮した措置を講じなければならない。

#### 第5章 復興対策

(町民等の復興対策)

第20条 町民及び事業者は、災害により重大な被害を受けた場合において、相互に協力して速やかに生活及び事業の再建並びにまちの復興に努めなければならない。

(町の復興体制)

第21条 町は、震災により重大な被害を受けたときは、住民生活の再建及び復興に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施するため、本山町震災復興対策本部を設置する。

- 2 本山町震災復興対策本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。
- 3 町は、震災以外の災害により重大な被害を受けた場合において、必要があると認めるときは、第1項に準じる体制をとることができる。
- 4 町は、復興対策を行うにあたっては、住民、事業者、ボランティア等の意見を聞くとともに、その意見が十分反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 町は、復興対策を行うにあたっては、住民、事業者、ボランティア等及び国等との連携体制を確保するものとする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 1-3 本山町防災会議条例

昭和38年3月20日 条例第23号  
改正 平成8年12月20日 条例第16号  
改正 平成24年9月18日 条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第5項の規定に基づき、本山町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本山町地域防災計画の作成及び実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者
  - (2) 知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 本山警察署の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長及び町内学校の教職員のうちから町長が任命する者
  - (6) 町消防団長
  - (7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は、25名以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年12月20日条例第16号)

この条例は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 本山町災害対策本部条例

(昭和38年3月20日  
条例第24号)

昭和38年3月20日 条例第24号  
改正 平成8年3月25日 条例第4号  
改正 平成24年9月18日 条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第23条の2第8項の規定に基づき、本山町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 法第23条の2第2項に規定する災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、同条第3項に規定する災害対策本部員(以下「本部員」という。)及び所属の職員を指揮監督する。

2 法第23条の2第3項に規定する災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長をおき本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月25日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-5 高知県内市町村災害時相互応援協定

平成20年1月25日

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害時において、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、高知県内の市町村（以下「協定市町村」という。）が協力して物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入
- (6) 第1号から第4号までに規定する物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要する市町村（以下「被災市町村」という。）は、原則として次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第4条 応援を要請された市町村は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の市町村は、通信の途絶等により被災市町村と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、協定市町村が協議して別に定める。

(連絡責任者)

第6条 本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、市町村の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、市町村が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

2 平成17年5月27日付けで締結した高知県内市町村災害時相互応援協定は、廃止する。

(継承)

第9条 市町村合併等に伴い構成する協定市町村に再編成があった場合は、改めて協定を締結するまでの期間は、新市町村においてこの協定を引き継ぐものとする。

この協定を証するため、本書34通を作成し、各市町村は記名押印のうえ各1通を保有する。

## 1-6 高知県内市町村災害時相互応援協定実施細則

平成20年1月25日

(趣旨)

第1条 この実施細則は、市町村災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第6条により市町村は、相互応援のための連絡責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡調整に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(経費等の負担)

第3条 協定第2条第1号から第5号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市町村（以下「応援要請団体」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市町村（以下「応援団体」という。）の負担とする。

- (1) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費
- (2) 協定第2条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理工費
- (3) 協定第2条第4号に掲げる施設の購入費及び輸送費
- (4) 協定第2条第5号に掲げる児童、生徒等の一時受入に必要な経費

2 協定第2条第6号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援団体の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請団体の負担とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援団体の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請団体が、応援要請団体への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援団体の負担とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請団体と応援団体との間で協議して定める。

3 応援要請団体が前2項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請団体から要請があった場合は、応援団体は、一時繰替支弁するものとする。

4 経費等の負担において前3項の規定により難しいときは、応援要請団体と応援団体との間で協議して定める。

5 応援職員は、応援団体名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

6 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

7 応援要請団体は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第4条 前条に定める経費の請求は、応援団体の首長名による請求書(関係書類添付)により、連絡担当部局を経由して応援要請団体の首長に宛てて行うものとする。

(役員)

第5条 協定の運用に係る庶務は、幹事において処理する。幹事は、県内11市の内から選出する。

2 幹事を補完するため、副幹事をおく。副幹事は、県内町村の内から2町村を選出する。

3 協定の運用に係る連絡等のため、県内の広域市町村圏毎に、ブロック長を選任する。

(役員任期)

第6条 幹事、副幹事及びブロック長の任期は1年間とする。

(幹事の用務)

第7条 幹事は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第6条に定める連絡責任者等の市町村への周知

(2) 協定第7条の定めによる市町村が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整

(3) 応援要請団体若しくは応援団体と他の市町村との情報連絡又は情報の周知

(4) その他被災市町村から要請のあった用務

2 応援団体は、その応援内容及び応援により収集した応援要請団体の被災状況等の情報を幹事へ連絡するものとする。

(資料の交換)

第8条 市町村は、協定による応援が円滑に行われるよう必要な資料を相互に交換するものとする。

(適用)

第9条 この細則は、高知県内市町村災害時相互応援協定書締結の日から適用する。

2 平成16年5月19日付けで締結した高知県内市町村災害時相互応援協定書の実施細則は、廃止する。

## 1-7 高知県消防防災ヘリコプター支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、高知県内の市町村並びに消防の事務を共同処理する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、高知県の所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定める。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、高知県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を発揮することができ、かつ、その必要性が認められるものをいう。

(支援要請)

第4条 災害が発生した市町村（以下「発災市町村等」という。）の長が、高知県知事（以下「知事」という。）に対して行う支援要請（以下「支援要請」という。）は、次の各号のいずれかに該当する活動で、航空機の支援を必要と判断した場合に行う。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 災害応急対策活動

2 支援要請は、高知県危機管理部消防政策課消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に電話等により次に掲げる事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時及び場所並びに被害の概要
- (3) 災害の発生現場の気象状況
- (4) 災害の発生現場の指揮官の職名及び氏名並びに発生現場への連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 支援に要する資器材の品目、数量等
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(航空隊の派遣等)

第5条 知事は、前条の支援要請を受けたときは、災害の発生現場の気象条件等必要な事項を

確認のうえ、航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、支援要請に応ずることができない場合は、その旨を直ちに発災市町村等の長に通報するものとする。

(支援の特例)

第6条 知事は、支援要請がない場合であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、航空隊を派遣して支援することができる。

- (1) 発災後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して、緊急に派遣の必要があると認められた場合
- (2) 通信網の途絶等で発災市町村との連絡がとれない場合

(航空隊が支援のために出動した場合の連携)

第7条 航空隊が市町村の消防機関の支援のために出動した場合には、当該航空隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく支援に要する経費は、高知県（以下「県」という。）が負担する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定める。

この協定の締結を証すため、本書42通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

記名押印 [略]

## 2 通信に関する資料

### 2-1 本山町地域情報通信基盤施設 (IP 告知放送システム)

#### 1 設置内訳

管理番号	契約者名 (住基登録名)	設置場所住所
M2008	屋外拡声子局 (No.9-2 防災本山町役場 #1)	本山町本山 504 旧本山町役場 駐車場
M2009	屋外拡声子局 (No.9-2 防災本山町四区 #2)	本山町本山 378-1
M2010	屋外拡声子局 (No.9-2 防災本山町寺家 #3)	本山町寺家 37-2 屋外拡声子局寺家
M2011	屋外拡声子局 (No.9-2 防災本山町古田 #4)	本山町古田 432-2 屋外拡声子局古田
M2012	屋外拡声子局 (No.9-2 防災本山町吉延 #5)	本山町吉延 2099
M2013	屋外拡声子局 (No.9-2 防災本山町大石 #6)	本山町大石 1303-7
M2014	屋外拡声子局 (No.9-2 防災本山町上関 #7)	本山町上関 402 屋外拡声子局上関
M2015	屋外拡声子局 (No.9-2 防災本山町下津野 #8)	本山町下津野 106-2
M2395	本山町 (屋外拡声子局)	上奈路複合集会所 (屋外拡声子局)
M2396	本山町 (屋外拡声子局)	吉野小学校体育館 (屋外拡声子局)
M2509	本山町 (屋外拡声子局)	本山町屋所 147 番地 屋所集会所 (屋外拡声子局)
M2510	本山町 (屋外拡声子局)	本山町本山 1041 番地 本山町社会福祉会館 (屋外拡声子局)
M2511	本山町 (屋外拡声子局)	本山町大石 355 番地 南部複合集会所 (屋外拡声子局)

#### 2 遠隔制御器

装置名	設置場所	備考
放送制御端末	放送室	

## 3 消防に関する資料

### 3-1 消防団の団員数及び保有車両

	消防団員 定数	消防団員 数※	消 防 車 両 数	
			消防ポンプ自動車	積載車
団本部	(9)	(9)		
中央分団	50	34	2	4
東部分団	50	40		3
南部分団	40	34		3
寺家分団	23	23		1
吉野分団	27	15	1	
北部分団	30	14		2
計	220	163	3	13

※団本部(9)は、団長1・副団長2・分団長6である。

令和7年4月1日時点

### 3-2 消防団分団担当区域

分 団 名	担 当 区 域
中 央 分 団	本山一区、二区、三区、四区、五区、北山東、北山西、三寄（下津野の一部、井ノ窪の一部）
東 部 分 団	上関、下関、古田、木能津、助藤、山崎、三寄（下津野の一部、井ノ窪の一部）
南 部 分 団	大石、吉延、三寄（高角）
寺 家 分 団	寺家
吉 野 分 団	吉野
北 部 分 団	立野、坂本、屋所、沢ヶ内、瓜生野、七戸

### 3-3 火災時の出動分団区分

火災地域区分	出動分団名
市街地（一区・二区・三区・四区・五区）	中央・東部・南部・寺家・吉野・北部
大石・吉延・三寄（高角・下津野・井窪）	中央・東部・南部
古田・木能津・助藤・山崎・下関・上関・北山東・北山西	中央・東部・南部
寺家・吉野	中央 寺家・吉野・北部
汗見川地区（立野・坂本・屋所・沢ヶ内・瓜生野・七戸）	中央 寺家・吉野・北部

#### 〈火災通報〉

- ◎ 火災通報を受けたときは、現場の状況を確認して、出動サイレンを吹鳴し、直ちに中央分団・地元分団・隣接分団に対し、団長名で出動を要請すること。
- ◎ 各分団とも無線連絡を密にして、火災状況を把握し行動すること。

3-4 消防団保有無線

分団	場 所	呼出名称	W	分団	場 所	呼出名称	W
団本部	役 場	嶺北消防 101	10	東部分団	上 関	嶺北消防 109	5
	指令車	嶺北消防 102	5		古 田	嶺北消防 110	5
中央分団	本 山	嶺北消防 103	5		木 能 津	嶺北消防 111	5
	〃	嶺北消防 104	5	南部分団	高 角	嶺北消防 112	5
	〃	嶺北消防 105	5		大 石	嶺北消防 113	5
	〃	嶺北消防 106	5		吉 延	嶺北消防 114	5
	五 区	嶺北消防 107	5	寺家分団	寺 家	嶺北消防 115	5
	北 山 東	嶺北消防 108	5				
吉野分団	吉 野	嶺北消防 116	5	北部分団	瓜 生 野	嶺北消防 117	5
					沢 ヶ 内	嶺北消防 118	5

10W 1台

5W 17台

## 4 避難に関する資料

### 4-1 指定緊急避難場所及び指定避難所

(令和5年4月1日現在)

番号	収容施設	所在地	指定緊急避難場所		指定避難所	備考
			地震	土砂災害		
1	本山小学校体育館	本山 458 番地	○	○	○	
2	本山小学グラウンド	本山 458 番地	○	○	—	
3	本山町プラチナセンター	本山 569 番地 1	○	○	○	
4	一区コミュニティセンター	本山 143 番地 4	○	—	—	
5	二区コミュニティセンター	本山 303 番地イ	○	—	—	
6	三区コミュニティセンター	本山 453 番地 1	○	○	○	
7	嶺北高等学校体育館	本山 727 番地	○	○	○	
8	嶺北高等学校グラウンド	本山 727 番地	○	○	—	
9	四区コミュニティセンター	本山 837 番地 1	○	○	○	
10	本山町社会福祉会館	本山 1041 番地	○	○	○	
11	南部複合集会所（大石）	大石 355 番地	○	—	—	
12	吉延集会所	吉延 796 番地	○	—	—	
13	三寄集会所	井窪 30 番地 1	○	—	—	
14	古田集会所	木能津 704 番地	○	—	—	
15	下関公民館	下関 203 番地 1	—	○	—	
16	上関集会所	下関 1366 番地 1	○	○	○	
17	東部コミュニティセンター	高角 437 番地 1	○	—	—	
18	シェアオフィス「もとやま」駐車場	高角 437 番地 8	○	—	—	
19	帰全の森体育館	本山 2133 番地	○	○	○	
20	帰全の森グラウンド	本山 2133 番地	○	○	—	
21	北山西集会所	北山丙 439 番地	○	○	○	
22	上奈路複合集会所	北山甲 268 番地 1	○	○	○	
23	寺家公民館	寺家 517 番地 1	○	—	—	要耐震化
24	吉野公民館	吉野 410 番地	○	—	—	
25	吉野小学校体育館	吉野 161 番地	○	○	○	
26	吉野小学校グラウンド	吉野 186 番地	○	○	—	
27	汗見川ふれあいの郷集会所、清流館	沢ヶ内 626 番地	○	○	○	
28	屋所集会所	屋所 147 番地	○	○	○	
29	瓜生野公民館	瓜生野 544 番地 1	—	○	—	

\*地震：耐震性がある○、ない—

\*土砂災害：土砂災害が起こるおそれの区域にある—、ない○

\*指定避難所：使用する○、しない—

## 4-2 福祉避難所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本山町保健福祉センター	本山町本山 600 番地	0887-70-1060
知的障害者授産施設 「本山育成会しゃくなげ荘」	本山町北山甲 303 番地 1	0887-76-2811

## 5 輸送・交通に関する資料

### 5-1 町内の重要道路

道路の種類	路 線 名		道路管理者連絡先
国・県道	国道 439 号 県道 262 号磯谷本山線 県道 263 号田井大瀬線 県道 264 号坂瀬吉野線 県道 267 号上穴内本山線		中央東土木事務所 本山事務所
町 道	本山中央線 トビイワ線 1 号 大石中央線 吉延線 高角古田連絡線 古田線 権代線 上関線 北山東線 木能津上関線（東大橋） 峰ヶ平線	北山線 土佐本山橋 寺家中央線 吉野線 坂本立野連絡線 立野屋所線 屋所線 瓜生野西谷線 七戸線	本山町建設課

### 5-2 災害対策用ヘリコプター発着場及び物資輸送拠点

名称	所在地	所有者	連絡先	広さ(m)
本山小学校	本山 458	本山町教育委員会	0887-76-3913	56×46
嶺北高等学校	本山 727	嶺北高等学校	0887-76-2074	116×60
吉野運動公園	吉野 152-3	本山町役場	0887-76-2113	103×54
あせみかわ	屋所字北浦 159-2	本山町役場	0887-76-2113	20×20
もとやま	下津野	本山町役場	0887-76-2113	48×43

5-3 異常気象時主要交通規制箇所

(県管理/一般県道)

路線名	担当 事務所名	規制区間		規制基準			危険内容	迂回路
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)	規制基準値 (mm)		気象等観 測所		
				通行注意 時間雨量 連続雨量	通行止 時間雨量 連続雨量			
坂瀬吉野線	本山	長岡郡本山町坂瀬 長岡郡本山町坂本	19.0	なし	50 200	汗見川 (国)	落 石 崩 土	なし
上穴内本山線	本山	長岡郡本山町赤荒峠 長岡郡本山町吉延	6.5	なし	50 250	本山 (国)	落 石 崩 土	なし

## 6 医療救護に関する資料

### 6-1 本山町災害時医療救護計画

#### 第1 総則

##### 1 計画策定の目的

この計画は、予想される東南海・南海地震等（以下「地震等」という。）の災害から町民の生命と健康を守るため、高知県災害時医療救護計画に基づき、本山町地域防災計画における医療救護体制と活動内容を明らかにすることを目的として策定する。

また、本山町（以下「町」という。）に係る風水害や大規模事故などの各種災害に対しても、医療救護活動の内容、体制は基本的に同様であり、本計画を準用する。

##### 2 関係機関との連携

町は高知県（以下「県」という。）や地元の医師会・協定締結団体・その他関係機関との連携に努める。

##### 3 医療救護活動の期間、計画の不断の見直し

この計画は、災害急性期とその後の被災地域における医療の提供が通常の医療提供体制に引き継がれるまでに期間において実施する応急的な医療救護活動とし、災害の被害想定等の見直しや災害時の情報通信や緊急輸送体制等の整備状況に応じ、高知県災害時医療救護計画、本山町地域防災計画や関係計画の見直しがあった場合は、随時修正を行うこととする。

また、医療救護に関する実動訓練や机上訓練を継続的に実施し、計画の実効性を追求するよう努める。

#### 第2 計画策定の基本的な考え方

地震等発生時には大量の負傷者等が発生し、医療機関自体の被災やライフラインの被災の影響により、提供できる医療にも一定の制約が発生することが想定され、地域の医療施設や医療従事者、さらには住民も参画した総力戦による医療救護活動を行うこととなり、体制づくり、人材の育成が必要となる。

- 1 町は医療救護所、救護病院等を医療救護施設として指定し、それぞれの施設が医療救護活動の機能を分担し、その機能を十分発揮できるように努める。
- 2 計画は、現行の救急医療体制を活用することとし、地域の医師会、病院等の協力を得て作成する。
- 3 計画の策定にあたっては、医師会等医療関係団体及び地域の自主防災組織並びに県の関係計画との連携に努める。
- 4 医療救護活動は、本山町災害対策本部長（以下「町災害対策本部長」という。）の指示により開始する。この場合、町災害対策本部長と連絡をとることができない医療救護活動の要員の行動については、あらかじめ定めておくこととする。
- 5 医療救護施設における医療救護活動は、原則として各医療救護施設の管理者の指示により行

- い、特別の指示及び医療救護活動の終了は、町災害対策本部部長の指示により行うこととする。  
また、町災対本部長は、開設した医療救護施設との間の情報共有に努めることとする。
- 6 医療救護施設において、緊急に歯科治療が必要な医療救護対象者が生じたときは、町災害対策本部にその措置を要請することとする。
  - 7 迅速に医療救護体制を確立するため、管内医療機関における診療の可否についての情報を早急に把握するための方策を講ずることとする。
  - 8 医療救護施設における医療救護活動が円滑に実施されるよう、高知東警察署本山警察庁舎長と協議して、あらかじめ遺体の安置場所を定めておく等事前の措置を講ずることとする。
  - 9 医療救護計画は、発災後の時間経過による医療救護対象者数の変化に対する弾力的対応についても考慮して策定する。
  - 10 医療救護対象者は、次のとおりとする。ただし、軽易な傷病で家庭救護により対応できる程度の者は除く。

(1) 直接災害による負傷者

ア 重症患者

生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者。

イ 中等症患者

多少、治療の時間が遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者。

ウ 軽症患者

上記以外の者で、医師の治療を必要とする者。

(2) 日常的に医療を必要とする患者等への対応

日常的に医療を必要とする人工透析患者、特定疾患患者、小児慢性特定疾患児等と平常時にも発生する救急患者、妊産婦等についても医療救護計画の医療救護対象者に準じて対応するものとする。

### 第3 医療救護活動

- 1 地震等大規模災害が発生した場合は、この計画に基づき、高知県災害医療対策支部（以下「県医療支部」という。設置場所、高知県中央東福祉保健所内）と連携して次の準備を進めるとともに、可能な通信手段を利用して行政等関係機関との連絡及び情報共有に努める。

(1) 医療救護所の設置及び運営に必要な職員の派遣

(2) 医療救護所で使用する医薬品、資機材の手配及び搬送

(3) 傷病者の搬送手段等に関する関係機関への支援要請

(4) 町災害対策本部長は医療救護施設からの医薬品等の物資及び医療従事者等の要請に応ずる。

本山町災害対策本部で調達できない場合は県医療支部へ支援を要請する。

- 2 救護体制の状況報告

(1) 町災害対策本部長は、医療救護所を設置した場合、救護体制の状況を県医療支部に報告する。

(2) 医療救護施設として指定していない医療機関等についても、被害の状況に応じて医療救護活動への参加を要請できるよう、事前に地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等

との協議を行う。

- (3) 必要に応じて、地元医師などを医療救護活動のアドバイザーとして委嘱するなど町内の医療救護が円滑に実行されるよう体制を整える。
- (4) 町災害対策本部部長は避難所での医療及び保健ニーズの把握をできるだけ早く行い、取りまとめた医療ニーズについて、医師会等への医療救護活動を依頼するとともに、県医療支部に必要な支援を要請する。また、自然発生的にできた避難所についても必要に応じ職員を派遣して調査する。

### 3 避難所等での医療救護活動

- (1) 医療救護所が避難所となっている施設にあるときは、必要に応じて、災害急性期を過ぎても臨時の診療施設として運営を行う。
- (2) 調査した医療ニーズを取りまとめ、県医療支部に必要な支援を要請する。
- (3) 医療救護チームによる迅速な医療救護活動が行われるよう、避難所の医療ニーズに関しては「避難所アセスメントシート」を使って発熱や咳、嘔吐、下痢などの症状の有無、小児科、精神科、産婦人科、歯科などの医療ニーズの概数を優先して調査する。
- (4) 町での避難所の状況把握が困難な場合は県医療支部に調査の実施を依頼する。
- (5) 障害者などの要配慮者が避難する福祉避難所において、医療救護の支援が必要となるときは、県医療支部に医療救護チームの派遣を要請する。

## 第4 医療救護計画の内容

### 1 医療救護施設

町は、地震等大規模災害が発生した場合は、医療救護所及び救護病院を次のとおり設置する。

#### (1) 医療救護所

医療救護所は、救護病院等の後方支援病院へ円滑に医療救護対象者を搬送するため、原則として中等症患者及び重症患者に対する応急措置を行う（収容は行わない）。この他、必要に応じて軽症患者に対する処置を行うが、その後は帰宅又は避難所へ移動させる。

#### ア 担当業務

- i) 重症患者、中等症患者、軽症患者等の振り分け（以下「トリアージ」という）
- ii) 中等症患者及び重症患者の応急措置並びに軽症患者に対する処置
- iii) 救護病院等後方支援病院への患者搬送の手配
- iv) 医療救護活動の記録
- v) 遺体搬送の手記
- vi) その他必要事項

#### イ 設置場所

名称 所在地 本山町立国保嶺北中央病院 本山町本山620番地

#### ウ 運営担当者

- i) 医療救護所の運営は、土佐長岡郡医師会等で構成する医療チームと町災害対策本部で構成する医療救護班が当たるものとする。
- ii) 医療救護所の管理者は医師とし、町災害対策本部長の指示により活動するものとする。

また、速やかに「こうち医療ネット」へ必要事項を入力する。被災等により入力ができない場合には県医療支部に入力の代行を要請する。

- iii) 医療救護所の医療体制は、医師1人・看護師3人・薬剤師1人・補助者3人で構成される救護チームを単位とし、交代制を考慮して予備救護チームを編成することとする。

#### エ 運営体制

- i) 町は、地震が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう設備の備蓄に努めるとともに、常に設備の点検を行い、またその設置も迅速に行うこととする。
- ii) 医療救護所を担当する医療チーム及び立上げ要員は、地震発生後、町災害対策本部長の指示のもと速やかに所定の医療救護所に集合し、医療救護活動を開始することとする。
- iii) 医療救護所における医療救護活動は、原則として2交替制による24時間体制の確保に努めるものとする。
- iv) 医療救護所の管理者は、被災等によりその機能に支障を生じたと認める場合は、町災害対策本部に必要な措置を要請する。
- v) 医療チーム等の給食・給水等については、町災害対策本部が避難所に係る措置と併せて行う。

#### オ 施設設備

- i) 医療救護所は、耐震性が確保されている建物及び駐車場、運動場に設置するテント等とする。
- ii) 医療救護所用医療機材、テント等の設備は、おおむね次のとおりとする。
  - ①テント、簡易ベッド
  - ②医療機材、医薬品等
    - JM3セット、外傷用医薬品、応急処置用医薬品等
  - ③担架、発電機、投光器、机、椅子、掲示板、殺菌ペットボトル（水）、通信機、トリアージタグ、ロープ、文房具等消耗品

#### カ その他

医療救護所の施設の管理者及び医師等は、DMAT現場活動指揮所が設置された場合、また高知県内外からの医療救護チームを受け入れた場合にはその活動に協力することとする。

### (2) 救護病院

救護病院は、重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。中等症患者については、重症患者の収容スペースを確保するため、可能な限り他の収容可能施設への転院等に努めることとする。

医療救護所からの搬送者（中等症以上）のほか、町内から自力で来院する傷病者をトリアージのうえ、それぞれ手当や応急処置を行い、必要な患者を収容する。重症者については、災害拠点病院へ搬送するが、傷病者の状況によっては広域医療搬送拠点への搬送要請を県医療支部に行う。

#### ア 設置及び組織

- i) 町は、既存病院で地震発生時に医療救護活動が実施可能な病院として、本山町立国保嶺

北中央病院（本山町本山620番地）を救護病院として指定する。

- ii) 救護病院の組織は、原則として当該病院の組織をもって充てる。
- iii) 町は、救護病院のスタッフについて、当該病院管理者とあらかじめ協議して把握することとする。

#### イ 担当業務

- i) トリアージ
- ii) 重症患者及び中等症患者の処置及び収容
- iii) 災害支援病院、広域災害支援病院への患者搬送の手配
- iv) 医療救護活動の記録
- v) 遺体搬送の手配
- vi) その他必要な事項

#### ウ 運営

- i) 救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者等職員の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法、地震発生時における医療救護活動に関する計画を作成する。
- ii) 救護病院の管理者は、地震発生後直ちに院内状況を調査し、施設設備の被害状況、支援情報、要請情報等を町災害対策本部に報告する。
- iii) 救護病院の管理者は、被災により病院の機能に支障が生じたと認める場合には、直ちに町災害対策本部長にその状況を報告し必要な措置を要請するものとする。
- iv) 医療救護活動は、町災害対策本部長の指示により開始するが、救護病院の管理者は当該病院周辺の被害状況から判断して、医療救護活動を開始することができる。この場合、当該病院の管理者は速やかにその旨を町災害対策本部長に報告することとする。
- v) 救護病院は、災害医療救護活動を優先し、24時間の診療体制とする。

#### エ 施設設備

- i) 救護病院での施設設備は、町が指定した当該病院の施設設備をもってこれに充てる。  
当該病院は病院の設備等を医療救護に使用し、不足する医薬品や衛生材料等は町災害対策本部に調達を要請する。調達が困難な場合は県医療支部に対して支援の要請を行う。

#### (2) 医療救護活動への協力

救護病院の管理者及び医療チームはDMA T現場活動指揮所が設置された場合、また県内外からの医療救護チームを受け入れた場合にはその活動に協力することとする。

#### (4) 後方支援病院（県指定）

災害拠点病院 JA高知病院

#### (5) 広域災害拠点病院

高知医療センター、高知赤十字病院、高知大学付属病院

#### (6) 一般の医療機関

- ア 町内全域で相当数の傷病者が発生すると見込まれる災害の場合は、すべての医療機関は可能な限り医療救護の体制をとり、傷病者の受け入れに協力する。

- イ 傷病の程度により自院で対応できない場合は、応急処置した後に、消防機関等に対し搬

送の要請を行う。

- (7) 医療用の資機材については自院のものだけでは不足する場合は、町災害対策本部に補給を要請する。

## 第5 搬送体制（別添 医療救護対象者の搬送体制フローチャート参照）

### (1) 搬送区分

- ア 負傷者を被災場所から町内の医療救護施設へ搬送する場合は、原則として消防団及び自主防災組織等で対応するものとし、町は平常時から消防団及び自主防災組織に対し、車両等の利用が可能な場合と不可能な場合とを想定し、搬送計画を策定するよう指導に努めるものとする。
- イ 町内の重症患者及び中等症患者を他の市町村の救護病院又は災害支援病院、広域災害支援病院へ搬送する場合は嶺北消防署及び町災害対策本部員が対応するものとする。
- ウ 重症患者をヘリコプターにより搬送するため、町内の医療救護施設から最寄りのヘリポートまで搬送する場合は、嶺北消防署及び町災害対策本部員が対応するものとする。
- エ 医療救護施設の遺体を遺体安置所に搬送する場合は、町災害対策本部員が対応するものとする。

### (2) 搬送の方法

- ア 車両等の利用が可能な場合は、次の方法で搬送するものとする。
- i) 嶺北消防署保有救急車
  - ii) 町が指定した緊急車両
  - iii) 地域における利用可能な車両
- イ 車両等の利用が不可能な場合は、次の方法で搬送するものとする。
- i) 担架等により人力で搬送

### (3) 搬送の実施

地震発生時に患者搬送を円滑に行うため、町長は必要な車両、搬送要員、機材及びヘリポート等の確保に努め、実施に当たっては、自主防災組織又は消防署が行う救急業務を含め、弾力的に対応する。

### (4) 遺体の取り扱い

- ア 遺体は各医療救護施設内の適当な場所に仮安置する。
- イ 医療救護施設の管理者は遺体の存在を高知東警察署本山警察庁舎長に連絡するとともに、町災害対策本部長にその収容を要請し、町災害対策本部長が関係機関・団体等の協力を得て、町の定める遺体安置所まで搬送を行う。
- ウ 医療救護施設は搬送前に遺体のトリアージタグの記載内容を記録簿等に転記し、保存する。
- エ 当該施設から搬送した遺体のリストを作成し、施設に掲示する。遺体に関する情報は随時町災害対策本部長に報告する。
- オ 遺体の検案等は、原則として、町が指定する遺体安置所において高知東警察署本山警察庁舎長の指示により実施する。

## 第6 在宅要医療者（災害時要配慮者）

1 生命を維持するために薬剤や医療措置を常に必要とする在宅患者については、発災後、本部は安否確認を行い、健康状態などの相談支援を行う。また、状態に応じて福祉避難所に避難させる。

(1) 人工呼吸器使用

(2) 在宅酸素療養

(3) 人工透析

(4) 特殊な薬剤使用であって中断によって生命の危険のある患者（成分栄養剤使用中の炎症性腸疾患患者、利尿剤使用中の拡張性心筋症患者、副腎皮質ステロイド薬を内服している患者、血友病患者、抗パーキンソン薬使用中のパーキンソン患者、インスリン投与中の糖尿病患者など）

2 また、継続的な医療が必要な在宅要医療者の医療機関への受け入れについては、町内医療機関又は県医療支部に依頼する。

## 第7 局地災害の対応

1 局地災害であっても、被災地域または近隣地域の医療機関の医療提供機能が失われていないことなどから、被害の規模と状況に応じて必要な体制を取ることとする。

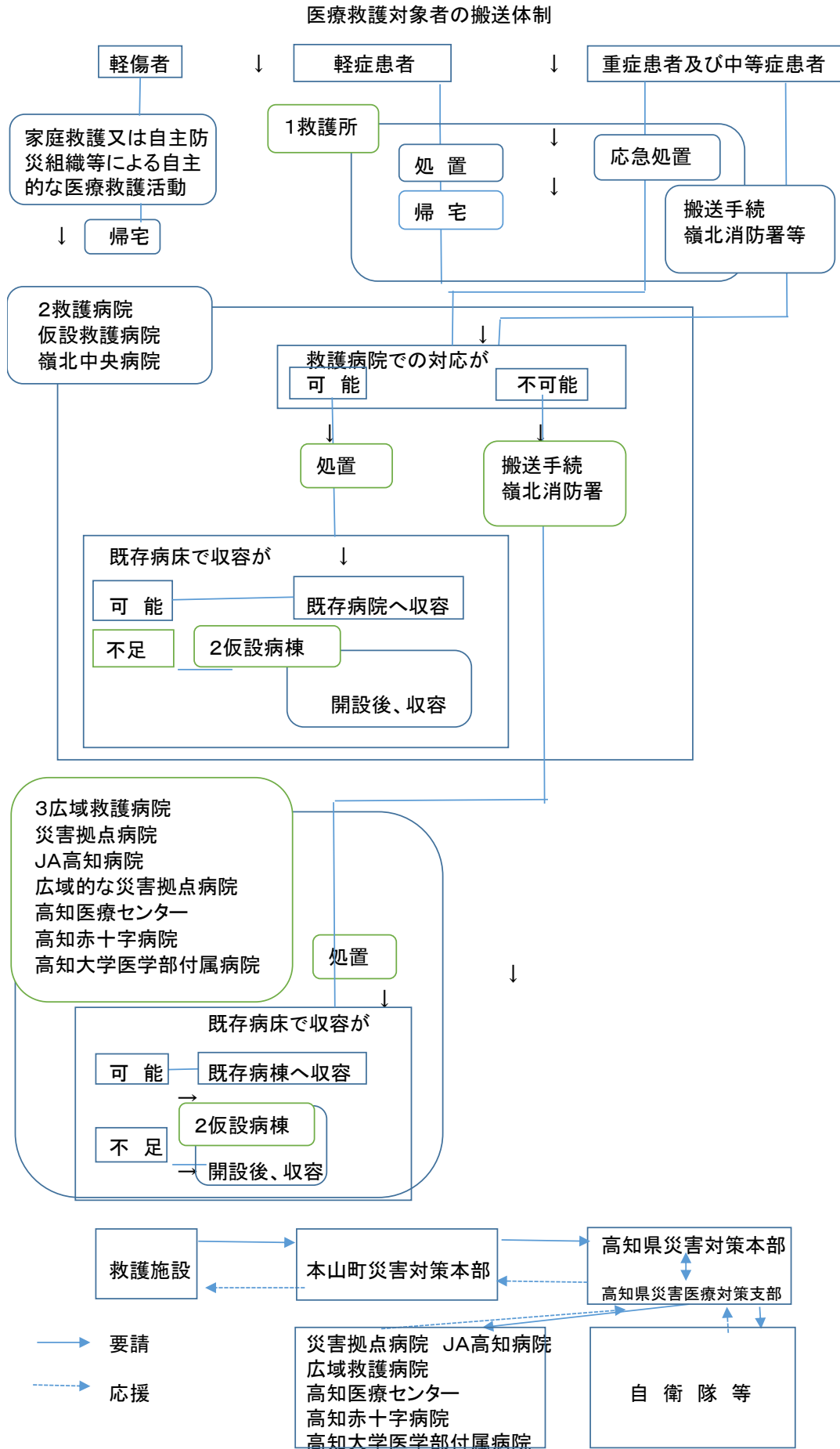
(1) 台風や集中豪雨等による土砂災害

(2) 大規模事故（航空機や鉄道事故）

(3) CBRN災害（化学・生物・放射能・核・爆発物などによって発生する災害）など

### 医療機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本山町立国民健康保険嶺北中央病院	本山町本山620番地	0887-76-2450



## 6-2 医療機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本山町立国民健康保険嶺北中央病院	本山町本山620番地	0887-76-2450
本山町立汗見川へき地診療所	本山町沢ヶ内524番地1	0887-82-0551

## 7 災害救助に関する資料

### 7-1 災害救助法による災害救助基準

(災害救助事務取扱要領 令和7年10月 内閣府政策統括官(防災担当))

援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の給与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に依りて設定 2 基本額1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害によりで炊事できない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の給与	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害の発生日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																													
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																													
					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>20,300</td> <td>26,100</td> <td>38,700</td> <td>46,200</td> <td>58,500</td> <td>8,500</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>33,770</td> <td>43,500</td> <td>60,600</td> <td>70,900</td> <td>89,300</td> <td>12,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,700</td> <td>8,900</td> <td>13,400</td> <td>16,300</td> <td>20,500</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,700</td> <td>14,000</td> <td>19,900</td> <td>23,600</td> <td>29,800</td> <td>3,900</td> </tr> </tbody> </table>							区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500	冬	33,770	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300	半壊半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																					
					全壊全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500																																					
冬	33,770	43,500	60,600	70,900		89,300	12,300																																										
半壊半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900																																										
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900																																										
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害の発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																													
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																													
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																													
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り  ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から1か月以内																																														

援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の 給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生日から10日以内	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,700円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,900円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。  イ 3千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3千万円を超え 6千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6千万円を超え 1億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1億円を超え 2億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2億円を超え 3億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3億円を超え 5億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 7-2 危険区域における要配慮者利用施設

## 1 土砂災害警戒区域

名 称	所 在 地	電 話 番 号
汗見川へき地診療所	本山町沢ヶ内 524-1	0887-82-0551
本山町立本山小学校	本山町本山 458	0887-70-1022
すみれホーム	本山町寺家 421-2	0887-76-2811(代)

## 2 洪水浸水想定区域

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本山町立本山小学校	本山町本山 458	0887-70-1022
さわもと居宅介護支援事業所	本山町吉野 347-1	0887-28-1126
総合福祉ゾーン「天空の里」	本山町本山 978 番地 1	0887-76-2261
本山保育所	本山町本山 558 番地 1	0887-76-3003
高知県立嶺北高等学校	本山町本山 727	0887-76-2074
本山町立嶺北中学校	本山町本山 727	0887-70-2338
本山町立国保嶺北中央病院	本山町本山 620	0887-76-2450

### 7-3 建設業協会加盟業者等の保有資機材及び車両

(令和6年2月5日現在)

業者名	電話番号	車両、機械所有数				
		ダンプ		ブルドーザー	バックホウ	クレーン
		大型	小型			
大石土建(株)	0887-76-3380		7	1 (タイヤショベル)	6 (内クレーン付3)	1
(株)長重建設	0887-76-2343	2	4	0	5 (内クレーン付5)	1
(有)藤川工務店	0887-76-2016		1		1	
(有)本山建設	0887-76-2054		3		3	1

### 7-4 し尿の収集・処理関係業者

区分	名称	所在地	電話番号	FAX番号
し尿処理	嶺北衛生センター	本山町木能津 2935	0887-76-2348	0887-76-3705
し尿汲み取り	本山衛生(有)	本山町上関甲 534	0887-76-3522	0887-76-3522
	嶺北衛生(有)	土佐町田井 1579-3	0887-82-0277	0887-82-0277
廃棄物処理・収集	嶺北広域事務組合 清掃センター	本山町木能津 1961	0887-76-3532	0887-76-2181

## 7-5 廃棄物の収集・処理関係業者

区分	管理者	施設名	管理体制	使用開始年度	処理対象物	処理能力 (t/日)
ごみ焼却	嶺北広域行政事務組合	嶺北広域清掃センター	直営	1996	可燃ごみ	16
粗大ごみ	嶺北広域行政事務組合	嶺北広域清掃センター粗大ゴミ処理工場	直営	1996	不燃ごみ 粗大ごみ	6
粗大ごみ以外の資源化	嶺北広域行政事務組合	嶺北広域清掃センター資源化処理工場	直営	1996	資源ごみ	6

区分	管理者	施設名	管理体制	使用開始年度	埋立物	埋立面積 (㎡)
最終処分場	嶺北広域行政事務組合	嶺北広域一般廃棄物最終処分場	直営	2001	焼却残渣 その他	3,200

## 7-6 遺体の処理及び埋火葬関係施設及び業者

	名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
火 葬 場	嶺北斎苑	土佐町境 560	0887-82-2425	0887-82-2425
葬 儀 社	嶺北葬儀社(有)	本山町本山 796-1	0887-76-3465	
	寺家葬祭(有)	本山町寺家 29	0887-82-0878	

## 7-7 災害救助用備蓄物資

備蓄場所	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	災害用ベッド	携帯・簡易トイレ (回)
本山町	3,450	3,648	2,295	491	6,100

## 8 危険物施設等に関する資料

### 8-1 危険物施設

(令和6年2月1日現在)

No.	危険物 許可施設	事業所名	住所 (設置場所)	類別	品名	各種 取扱量 (ℓ)	最大 貯蔵量 (ℓ)	倍数
1	給油取扱所 (自家用)	本山大豊 生コン(株)	本山町助藤 970	第4類	第2石油類	9,600	9,600	9.6
2	給油取扱所	永野商店	本山町下関 1426	〃	第1石油類 第2石油類 第4石油類	9,600 19,200 1,500	30,300	67.45
3	給油取扱所	小川石油店	本山町本山 629	〃	第1石油類 第2石油類 第4石油類	12,400 16,300 1,800	30,500	78.6
4	移動タンク 貯蔵所		本山町本山 374-1	〃	第1石油類 第2石油類 第3石油類		2,000	1~10
5	給油 取扱所	(株)JA エナジーこうち さくら給油所	本山町本山 838-1	〃	第1石油類 第2石油類	40,000 40,000	80,000	240
6	移動タンク 貯蔵所		本山町本山 838-2	〃	第2石油類	2,000	2,000	2
7	移動タンク 貯蔵所		本山町本山 842-1	〃	第2石油類	1,940	1,940	1.94
8	一般取扱所	(株)コメリ	本山町本山 字新堂 867- 1 他	〃	第2石油類	29,500	29,500	29.5
9	一般取扱所	電源開発(株)西日本支店 早明浦発電所	本山町大字 吉野ツバキ ノ611	〃	第4石油類	15,000	15,000	2.5
10	屋内貯蔵所		本山町吉野 80	〃	第3石油類	6,000	6,000	3
11	地下タンク 貯蔵所	嶺北広域行政事務組合 清掃センター	本山町木能 津 3681	〃	第3石油類	10,000	10,000	5
12	地下タンク 貯蔵所	本山プラチナセンター	本山町本山 字堀ノ尻 569-1	〃	第2石油類	1,900	1,900	1.9
13	地下タンク 貯蔵所	しゃくなげ荘	本山町北山 甲 303-1	〃	第2石油類	4,000	4,000	4
14	地下タンク 貯蔵所	国土交通省 四国地方整備局 吉野川砂防出張所	本山町本山 1010-2	〃	第2石油類	1,900	1,900	1.9
15	地下タンク 貯蔵所	嶺北中央病院	本山町本山 620	〃	第2石油類	20,000	20,000	20
16	屋外タンク 貯蔵所	エフビットファーム こうち(株)	本山町木能 津大境 3105-10	〃	第3石油類	10,000	10,000	5

## 9 災害危険箇所に関する資料

### 9-1 地すべり防止区域

#### 1 国土交通省所管

番号	区域名	指定年月日	告示番号	大字	耕地	林地	その他	面積計	備考
30	吉延	S36.4.8	995	吉延	53.20	16.00	6.00	75.20	
31	大石	S36.4.8	995	大石	29.10	26.20	4.70	60.00	
44	大石	S42.3.31	1167	大石	32.80	18.58	2.94	54.32	31に追加指定
47	権代	S47.2.8	283	木能津	21.80	55.00	2.10	78.90	
95	権代	H5.3.25	963	木能津	1.99	4.45	0.69	7.13	47に追加指定
49	高角	S48.3.19	560	高角	38.60	15.20	1.20	55.00	
82	本山一区	S53.4.21	878	本山・大石	0.53	4.72	1.44	6.69	
89	渡津	S58.3.31	916	下津野・北山	4.56	11.00	0.54	16.10	

#### 2 林野庁所管

整理番号	区域名	所在地	指定面積 (ha)	指定年月日	告示番号	備考
10	細野	長岡郡本山町細野	5.27	S40.8.7	865	概成
46	峰ヶ平	長岡郡本山町下津野	35.00	H3.5.8	544	概成

#### 3 農村振興局所管

整理番号	区域名	指定年月日	告示番号	所在地			関係戸数	指定面積 (ha)
				郡・市	町・村	字		
16	本山古田	S49.2.20	96	長岡郡	本山町	古田	54	132.50

## 9-2 地すべり危険箇所（国土交通省所管）

整理番号	区域名	所在地	危険箇所面積 (ha)	区域内の保全対象						備考	
				保全人家		公共施設・建物					
				人家 (戸)	対象 人員 (人)	国道 (m)	県道 (m)	市町村道 (m)	農道 (m)		学校
33	助藤	助藤	38.7	10	72	430		400			
34	合茶	合茶	52.4	7	44			300			
35	新頃	新頃	105.0	9	36			650			
36	権代	木能津	132.5	20	96			1,500			
37	渡津	渡津	14.3	11	44		400				
38	大瀬	大瀬	18.4	12	164		600	300		1	
39	大石	大石	279.5		144			4,500			
40	高角	高角	86.8	21	100			4,100			
41	吉延	吉延	186.8	38	204			4,600			
42	本山一区	本山・大石	18.7	3	28			350			
43	上街	上街	66.2	165	816		800	1,000			
44	寺家	寺家	63.6	162	772		1,600				
172	大田組	大田組・梶屋瀬	32.5	14	56			750			

## 9-3 地すべり危険地区（林野庁所管）

（民有林直轄以外）

危険地区番号	市町村名	位置	公共施設等		
			人家戸数	公共施設建物	道路
1	本山町	沢ケ内	12	0	その他
2	本山町	北山	56	0	その他
3	本山町	イノクボ	66	0	国道、その他
4	本山町	カズラハラ	1	0	その他

### 9-4 地すべり危険地区（農村振興局所管）

整理番号	市町村名	地域名	指定面積 (ha)	人 家 (戸)	公共的 建 物	農 業 施 設		備 考
						農 道	水 路	
16	本山町	本山古田	132.5	54	2	1,140m	500m	

### 9-5 急傾斜地崩壊危険区域

番号	区域名	所在地			指定年月日	告示番号	面積(ha)	備考
		郡・市	町・村	字				
709	下関	長岡郡	本山町	下関	H5.12.10	570	4.77	
1109	井窪	長岡郡	本山町	井窪	R元.6.25	184	1.83	

9-6 土砂災害(特別)警戒区域

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	警戒区域指定 (Y)			特別警戒区域指定 (R)	自然現象の種類
			初回	2回目	解除	初回	
341-05-001	アキヤ谷	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20			土石流
341-05-003	坂本谷	長岡郡本山町坂本	H31.3.29				土石流
341-05-004	坂本中川	長岡郡本山町坂本	H31.3.29		R3.1.29		土石流
341-05-005	坂本北川	長岡郡本山町坂本	H31.3.29	R3.1.29			土石流
341-05-006	屋所谷	長岡郡本山町屋所	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-05-007	沢ヶ内谷	長岡郡本山町沢ヶ内	H23.9.30	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-05-008 a	西谷左支(1)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-05-008 b	西谷左支(2)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-05-008 c	西谷右支	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-05-009	南大田羅谷	長岡郡本山町七戸	H31.3.29			R3.1.29	土石流
341-05-010 a	大田羅谷(1)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29			土石流
341-05-010 b	大田羅谷(2)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-05-014	東浦谷	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-012	本山	長岡郡本山町本山	H29.1.17	R4.3.18		R3.7.20	土石流
341-09-013	十二所谷川	長岡郡本山町本山	H23.9.30	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-09-015	天神前(2)	長岡郡本山町天神前	H29.1.17			R3.7.20	土石流
341-09-016	天神前(1)	長岡郡本山町天神前	H29.1.17			R3.7.20	土石流
341-09-017	伊勢谷川及び同右支川	長岡郡本山町天神前	H29.1.17	R3.7.20			土石流
341-09-021	寺家(2)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-09-023	寺家	長岡郡本山町寺家	H23.9.30	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-09-024	細野	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R4.3.18		R3.1.29	土石流
341-09-025	栗ノ木	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-027	梶屋敷(1)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-028	唐谷川	長岡郡本山町上関	H31.3.29				土石流
341-09-029	上関(1)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-030	上関(2)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-031	行川	長岡郡本山町上関及び下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-212	寺家(3)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-09-213	寺家(4)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-09-214	梶屋瀬谷川	長岡郡本山町上谷	H29.1.17	R4.3.18		R3.1.29	土石流
341-09-215 a	下谷川(1)	長岡郡本山町下谷	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-215 b	下谷川(2)	長岡郡本山町下谷	H29.1.17			R3.1.29	土石流
341-09-216	下谷川(3)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-220	日浦(1)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R4.3.18		R3.1.29	土石流
341-09-221	日浦(2)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R4.3.18		R3.1.29	土石流
341-09-222	北山乙	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R4.3.18		R3.1.29	土石流
341-09-224	梶屋敷(2)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R4.3.18		R3.1.29	土石流
341-09-225	梶屋敷(3)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-228	両スノ	長岡郡本山町上関	H31.3.29			R3.1.29	土石流
341-09-231	合茶(1)	長岡郡本山町下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-232	合茶(2)	長岡郡本山町下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-09-503	宮ノ谷	長岡郡本山町宮の谷	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	土石流
341-10-001	山崎	長岡郡本山町山崎	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-10-002	助藤(1)	長岡郡本山町助藤	H31.3.29	R4.3.18		R3.7.20	土石流
341-10-003	田高須	長岡郡本山町助藤	H31.3.29	R4.3.18		R3.7.20	土石流
341-10-201	山崎(2)	長岡郡本山町助藤	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-10-202	助藤(2)	長岡郡本山町助藤	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-10-203	助藤(3)	長岡郡本山町助藤	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-18-005	木能津川	長岡郡本山町古田	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-18-018	上街(2)	長岡郡本山町上街	H29.1.17			R3.7.20	土石流

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	警戒区域指定 (Y)			特別警戒区域指定 (R)	自然現象の種類
			初回	2回目	解除	初回	
341-18-019	上街	長岡郡本山町本山	H23.9.30	R4.3.18		R3.7.20	土石流
341-18-020	地蔵谷川	長岡郡本山町上街	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-18-210	川又川(1)	長岡郡本山町大石	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-18-211	南谷川	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-18-501	川又川(2)	長岡郡本山町大石	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	土石流
341-19-004	権代	長岡郡本山町木能津	H31.3.29	R4.3.18		R3.7.20	土石流
341-99-001	行川(2)	長岡郡本山町上関及び下関	R3.1.29			R3.1.29	土石流
341-99-002	行川(3)	長岡郡本山町上関及び下関	R3.1.29			R3.1.29	土石流
341-99-003	吉野川	長岡郡本山町本山	R3.7.20			R3.7.20	土石流
I-841	七戸(1)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-842	堂面	長岡郡本山町沢ケ内	H23.9.30	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-843	坂本(1)	長岡郡本山町坂本	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-844	坂本(2)	長岡郡本山町坂本	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-845	大日	長岡郡本山町大日	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-846	下立野	長岡郡本山町吉野	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-847	本山(1)	長岡郡本山町本山	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-848	本山(2)	長岡郡本山町本山	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-849	ツエダマリ	長岡郡本山町吉野	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-850	寺家(1)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-851	東屋敷	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-852	西谷	長岡郡本山町本山	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-853	東谷	長岡郡本山町本山	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-854	本山(3)	長岡郡本山町本山	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-855	下関(2)	長岡郡本山町下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-856	下関(3)	長岡郡本山町下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-857	渡津	長岡郡本山町下津野	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-858	松村	長岡郡本山町井窪	H29.1.17				急傾斜地の崩壊
I-860	大石(1)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-861	吉延(2)	長岡郡本山町吉延	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-862	吉延(1)	長岡郡本山町吉延	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-863	大石(2)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
I-866	大瀬	長岡郡本山町北西山	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-4194	屋所(3)	長岡郡本山町屋所	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
I-4195	山崎	長岡郡本山町山崎	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
II-2620	七戸(2)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2621	七戸(3)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2622	七戸(4)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2623	大田羅(1)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2624	大田羅(2)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2625	大田羅(3)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2626	屋所(1)	長岡郡本山町屋所	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2627	屋所(2)	長岡郡本山町屋所	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2629	屋所(4)	長岡郡本山町屋所	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2630	岩原谷	長岡郡本山町沢ケ内	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2631	沢ケ内	長岡郡本山町沢ケ内	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2632	早稲田(1)	長岡郡本山町沢ケ内	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2633	早稲田(2)	長岡郡本山町沢ケ内	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2634	立野(1)	長岡郡本山町立野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2635	立野(2)	長岡郡本山町立野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2636	坂本(3)	長岡郡本山町坂本	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2637	坂本(4)	長岡郡本山町坂本	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2638	立野(3)	長岡郡本山町立野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2639	日浦(1)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2640	日浦(2)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
II-2641	細野(1)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	警戒区域指定 (Y)			特別警戒区域指定 (R)	自然現象の種類
			初回	2回目	解除	初回	
Ⅱ-2642	細野(2)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2643	細野(3)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2644	北山乙	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2645	栗ノ木	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2646	北山甲(4)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2647	北山甲(5)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2648	北山甲(6)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2649	北山甲(7)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2650	長瀬	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2651	北山西(1)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2652	梶屋敷(1)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2653	梶屋敷(2)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2654	北山丙(1)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2655	梶屋敷(3)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2656	北山丙(2)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2657	北山西(2)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2658	北山西(3)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2659	峰ヶ平(1)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29			急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2660	峰ヶ平(2)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2661	峰ヶ平(3)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2662	峰ヶ平(4)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2663	峰ヶ平(5)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2664	猿ヶ滝(1)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2665	猿ヶ滝(2)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R4.3.18			急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2666	猿ヶ滝(3)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2667	猿ヶ滝(4)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2668	寺家(2)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2669	寺家(3)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2670	寺家(4)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2671	寺家(5)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2672	北山西(4)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2673	北山丙(3)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2674	北山丙(4)	長岡郡本山町北山丙	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2675	北山西(5)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2676	北山西(6)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2677	蛇野(1)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2678	蛇野(2)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2679	新頃	長岡郡本山町下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2680	遅越(1)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2681	遅越(2)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2682	上関(1)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2683	上関(2)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2684	下関(4)	長岡郡本山町下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2685	下関(5)	長岡郡本山町下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2686	上関(3)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2687	上関(4)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2688	下関(6)	長岡郡本山町下関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2689	上関(5)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2690	下関	長岡郡本山町下関	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2691	助藤(1)	長岡郡本山町助藤	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2693	北山甲(1)	長岡郡本山町北山甲	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2694	北山甲(2)	長岡郡本山町北山甲	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2695	北山甲(3)	長岡郡本山町北山甲	H29.1.17	R4.3.18		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2696	北山甲(8)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2697	北山甲(9)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2698	上関(6)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	警戒区域指定 (Y)			特別警戒区域指定 (R)	自然現象の種類
			初回	2回目	解除	初回	
Ⅱ-2699	上関(7)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R4.3.18		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2700	上関(8)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2701	上関(9)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2702	上関(10)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2703	上関(11)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2704	木能津(1)	長岡郡本山町木能津	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2705	木能津(2)	長岡郡本山町木能津	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2706	助藤(2)	長岡郡本山町助藤	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2707	大石(3)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2708	大石(4)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R4.3.18		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2709	大石(5)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R4.3.18		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2710	大石(6)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20			急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2711	大石(7)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2712	大石(8)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2713	新角(2)	長岡郡本山町高角	H31.3.29			R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2714	新角	長岡郡本山町高角	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2715	吉延(3)	長岡郡本山町吉延	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2716	高角(1)	長岡郡本山町高角	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2717	高角(2)	長岡郡本山町高角	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2718	大石(12)	長岡郡本山町大石	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2719	大石(13)	長岡郡本山町大石	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2720	大石(14)	長岡郡本山町大石	H31.3.29	R3.7.20			急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2721	木能津(3)	長岡郡本山町木能津	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2722	木能津(4)	長岡郡本山町木能津	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2723	古田(1)	長岡郡本山町古田	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2724	古田(2)	長岡郡本山町古田	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2725	古田(3)	長岡郡本山町古田	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2726	木能津(5)	長岡郡本山町木能津	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2727	古田(4)	長岡郡本山町古田	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2728	古田(5)	長岡郡本山町古田	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2729	古田(6)	長岡郡本山町古田	H31.3.29	R3.7.20			急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2730	大石(9)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2731	瓜生野(1)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2732	冬ノ瀬(2)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2733	瓜生野(2)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2734	冬ノ瀬(1)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2735	与次屋敷	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2736	西谷(2)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2737	瓜生野(3)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2738	西谷(3)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2739	瓜生野(4)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2740	瓜生野(5)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2741	瓜生野(6)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2742	嵯峨野(1)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2743	嵯峨野(2)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2744	瓜生野(7)	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2745	草原	長岡郡本山町瓜生野	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-2746	七戸(5)	長岡郡本山町七戸	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-8487	大石(10)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-8488	木能津(6)	長岡郡本山町木能津	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-8489	上関(12)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-8490	高角(3)	長岡郡本山町高角	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-30	寺家(6)	長岡郡本山町寺家	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-31	坂本(5)	長岡郡本山町坂本	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-32	上関(13)	長岡郡本山町上関	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-33	上関(14)	長岡郡本山町北山	H31.3.29	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	警戒区域指定 (Y)			特別警戒区域指定 (R)	自然現象の種類
			初回	2回目	解除	初回	
Ⅲ-34	木能津(7)	長岡郡本山町木能津	H31.3.29	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-35	吉延(4)	長岡郡本山町吉延	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-36	大石(11)	長岡郡本山町大石	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-38	北山西(7)	長岡郡本山町北山西	H29.1.17	R3.1.29		R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-40	本山(4)	長岡郡本山町本山	H29.1.17	R3.7.20		R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341001	本山(5)	長岡郡本山町本山	R3.7.20			R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341002	北山	長岡郡本山町北山	R3.1.29			R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341003	本山(6)	長岡郡本山町本山	R3.7.20			R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341004	木能津(8)	長岡郡本山町木能津	R3.7.20			R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341005	古田(7)	長岡郡本山町古田	R3.7.20			R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341006	木能津・助藤	長岡郡本山町木能津及び助藤	R3.7.20			R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341007	上関(15)	長岡郡本山町上関	R3.1.29			R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341008	立野(4)	長岡郡本山町立野	R3.1.29			R3.1.29	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341009	寺家(7)	長岡郡本山町寺家	R3.7.20			R3.7.20	急傾斜地の崩壊
Ⅳ-341010	吉野	長岡郡本山町吉野	R3.1.29			R3.1.29	急傾斜地の崩壊
33	助藤	長岡郡本山町助藤	H31.3.29				地すべり
34	合茶	長岡郡本山町合茶	H31.3.29				地すべり
36	権代	長岡郡本山町木能津	H31.3.29				地すべり
37	渡津	長岡郡本山町渡津	H31.3.29				地すべり
38	大瀬	長岡郡本山町大瀬	H31.3.29				地すべり
39	大石	長岡郡本山町大石	H31.3.29				地すべり
40	高角	長岡郡本山町高角	H31.3.29				地すべり
41	吉延	長岡郡本山町吉延	H31.3.29				地すべり
42	本山一区	長岡郡本山町本山及び大石	H31.3.29				地すべり
43	上街	長岡郡本山町上街	H31.3.29				地すべり
44	寺家	長岡郡本山町寺家	H31.3.29				地すべり
172	大田組	長岡郡本山町大田組及び梶屋瀬	H31.3.29				地すべり
16(N)	本山古田(N)	長岡郡本山町木能津及び古田	R元.9.6				地すべり
10(R)	細野(R)	長岡郡本山町北山	R3.1.29				地すべり
341-3(R)	木能津(R)	長岡郡本山町井窪、木能津、高角及び本山	R3.1.29				地すべり

## 9-7 土石流危険渓流

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		
				郡・市	町・村	字
341-10-1	吉野川	吉野川	山崎-1	長岡郡	本山町	山崎
341-10-2	吉野川	吉野川	助藤-1	長岡郡	本山町	助藤
341-10-3	吉野川	吉野川	田高須	長岡郡	本山町	田高須
341-19-4	吉野川	吉野川	権代	長岡郡	本山町	権代
341-18-5	吉野川	吉野川	古田川	長岡郡	本山町	古田
341-09-12	吉野川	吉野川	本山-2	長岡郡	本山町	本山
341-09-13	吉野川	吉野川	十二所谷川	長岡郡	本山町	本山
341-09-15	吉野川	吉野川	天神前-3	長岡郡	本山町	天神前
341-09-16	吉野川	吉野川	天神前-1	長岡郡	本山町	天神前
341-09-17	吉野川	吉野川	天神前-2	長岡郡	本山町	天神前
341-18-18	吉野川	吉野川	上街-2	長岡郡	本山町	上街
341-18-19	吉野川	吉野川	上街-1	長岡郡	本山町	上街
341-18-20	吉野川	吉野川	地藏谷川	長岡郡	本山町	上街
341-09-21	吉野川	吉野川	寺家-1	長岡郡	本山町	寺家
341-09-23	吉野川	吉野川	寺家-4	長岡郡	本山町	寺家
341-09-24	吉野川	吉野川	細野	長岡郡	本山町	細野
341-09-25	吉野川	吉野川	栗ノ木-2	長岡郡	本山町	栗ノ木
341-09-27	吉野川	吉野川	梶屋敷-3	長岡郡	本山町	梶屋敷
341-09-28	吉野川	吉野川	上関-3	長岡郡	本山町	上関
341-09-29	吉野川	吉野川	上関-1	長岡郡	本山町	上関
341-09-30	吉野川	吉野川	上関-1	長岡郡	本山町	上関
341-09-31	吉野川	行川	行川	長岡郡	本山町	新頃
5-1	吉野川	汗見川	アキヤ谷	長岡郡	本山町	寺家
5-7	吉野川	汗見川	沢ケ内谷	長岡郡	本山町	沢ケ内
5-8	吉野川	汗見川	西谷	長岡郡	本山町	西谷
341-10-201	吉野川	吉野川	山崎-2	長岡郡	本山町	山崎
341-10-202	吉野川	吉野川	助藤-2	長岡郡	本山町	助藤
341-10-203	吉野川	吉野川	助藤-3	長岡郡	本山町	助藤
341-18-210	吉野川	吉野川	川又川	長岡郡	本山町	地主
341-18-211	吉野川	吉野川	南谷川	長岡郡	本山町	大石
341-09-212	吉野川	吉野川	寺家-5	長岡郡	本山町	寺家
341-09-213	吉野川	吉野川	寺家-3	長岡郡	本山町	寺家
341-09-214	吉野川	吉野川	上谷川	長岡郡	本山町	上谷
341-09-215	吉野川	吉野川	下谷川-1	長岡郡	本山町	下谷
341-09-216	吉野川	吉野川	下谷川-2	長岡郡	本山町	北山西
341-09-220	吉野川	吉野川	日浦-1	長岡郡	本山町	日浦
341-09-221	吉野川	吉野川	日浦-2	長岡郡	本山町	日浦
341-09-222	吉野川	吉野川	北山乙	長岡郡	本山町	北山乙
341-09-224	吉野川	吉野川	梶屋敷-2	長岡郡	本山町	梶屋敷
341-09-225	吉野川	吉野川	梶屋敷-1	長岡郡	本山町	梶屋敷
341-09-228	吉野川	行川	両スノ-2	長岡郡	本山町	両スノ
341-09-231	吉野川	行川	合茶-6	長岡郡	本山町	合茶
341-09-232	吉野川	行川	合茶-4	長岡郡	本山町	合茶
5-2	吉野川	汗見川	吉野谷	長岡郡	本山町	吉野

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		
				郡・市	町・村	字
5-3	吉野川	汗見川	サカイ谷	長岡郡	本山町	坂本
5-4	吉野川	汗見川	坂本中川	長岡郡	本山町	坂本
5-5	吉野川	汗見川	坂本北川	長岡郡	本山町	坂本
5-6	吉野川	汗見川	屋所谷	長岡郡	本山町	屋所
5-9	吉野川	汗見川	南大田羅谷	長岡郡	本山町	七戸
5-10	吉野川	汗見川	大田羅谷	長岡郡	本山町	七戸
5-11	吉野川	汗見川	井ノ向谷	長岡郡	本山町	瓜生野
5-12	吉野川	汗見川	モチゴヤ谷	長岡郡	本山町	瓜生野
5-13	吉野川	汗見川	奥白髪谷	長岡郡	本山町	冬ノ瀬
5-14	吉野川	汗見川	東浦谷	長岡郡	本山町	瓜生野
341-18-501	吉野川	吉野川	地主	長岡郡	本山町	地主
341-09-502	吉野川	吉野川	長瀬	長岡郡	本山町	長瀬
341-09-503	吉野川	吉野川	宮ノ谷-3	長岡郡	本山町	宮の谷

## 9-8 砂防指定地

番号	溪流名	大字	字	指定年月日	告示 番号	備考
200	汗見川	吉野	北浦 他	S28. 2.12	142	
285	檜の川	吉延	川又 他	S29. 9.11	1,396	
465	木能津川	木能津	下モ等ノノ	S40. 5.11	1,347	
466	古田川	古田	ニイヤ	S40. 5.11	1,347	
627	麦山谷川	大石	南ナベラ	S42. 3.31	1,161	
628	川又川	大石	ツツキ山	S42. 3.31	1,161	S53.3.4 名称変更
629	唐谷川	大石	北野地	S42. 3.31	1,161	
630	大曲谷川	大石	大サコ	S42. 3.31	1,161	
631	南谷川	大石	フキノ窪	S42. 3.31	1,161	
638	コノ谷川	吉延	松ヶ休場	S42. 3.31	1,161	
639	クララケ谷川	吉延	シレイケナロ	S42. 3.31	1,161	
640	東の谷川	吉延	東谷	S42. 3.31	1,161	
641	宮谷川	吉延	一本杉	S42. 3.31	1,161	
849	檜の川	吉延	猴躍 他	S47. 1.20	74	
925	栗の木川	北山東	境谷	S48. 2.21	332	
926	行川	上関	カヤビラ	S48. 2.21	332	
1,006	車谷川	木能津	アカ田	S51. 2.18	157	
1,007	下谷川	北山	東浦 他	S51. 2.18	157	
1,227	汗見川	瓜生野	桑ノ川山 他	S55. 6. 7	1,123	直轄
1,235	牛芳谷川	上関	ゴボウ谷 他	S56. 6.20	1,186	
1,275	渡津川	北山	カキノ久保 他	S57. 7.17	1,382	
1,316	檜の川	吉延	上赤潰 他	S59. 3.24	701	
1,346	沢ケ内	沢ケ内	岡田 他	S59. 8.21	1,217	直轄
1,356	行川	上関 他	ヲソゴエ 他	S60. 1.28	111	
1,425	大田羅谷	七戸	谷クサシ 他	S61. 7.10	1,282	直轄
1,426	西谷	瓜生野	下作屋敷 他	S61. 7.10	1,282	直轄
1,458	唐谷川	上関	防奥	S63. 1.22	109	
1,491	奥白髪谷	七戸	奥白髪山 他	S63. 7.25	1,622	直轄
1,530	地藏谷川	本山	東谷 他	H 1. 1.21	84	
1,553	伊勢谷川及び同右支川	本山	ズイリ 他	H 2. 1.24	77	
1,568	七戸谷	七戸	城ノ尾山	H 2. 8. 6	1,433	直轄
1,619	吹ケ野谷	沢ケ内	東田 他	H 4. 3.21	724	直轄
1,620	モチゴヤ谷	瓜生野	岩ケヤチ 他	H 4. 3.21	724	直轄
1,737	木能津川	古田 他	コビウラ 他	H 8. 4.11	1,205	
1,789	木能津川	古田 他	九代 他	H10. 3.23	775	
1,865	アキヤ谷	寺家	西ノ峯 他	H12. 5.12	1,294	直轄
1,982	屋所谷	屋所	桃の久保 他	H16.10.12	1,285	直轄
1,983	坂本谷	坂本	中畝 他	H16.10.12	1,285	直轄
1,991	梶屋瀬谷川	北山	セノ上他	H17.2.3	144	
2,034	井ノ向谷	瓜生野	井野向	H22.2.18	106	直轄
2,056	西谷右支	瓜生野 他	日野裏 他	H24.8.24	923	直轄

番号	溪流名	大字	字	指定年月日	告示 番号	備考
2,057	西谷左支	瓜生野	井口 他	H24.8.24	923	直轄
2,070	十二所谷川	本山	宮ノ谷 他	H25.9.24	879	
2,073	坂本北川	坂本	蒔蕪野 他	H26.3.20	348	直轄
2,074	坂本中川	坂本	池ノ迫 他	H26.3.20	348	直轄
2,085	屋所谷右支	屋所	宮谷 他	H28.3.8	478	直轄
2,109	行川支川	下関	上峠 他	H31.3.11	326	直轄
2,110	栗の木川支川	北山	カワチノミヤ 他	H31.3.11	326	直轄
2,117	行川本川	上関・ 下関	シマアレ 他	R2.6.12	670	直轄
2,145	吹ヶ野下谷	沢ヶ内、 坂本	一ノ渡り 他	R5.2.14	98	直轄

9-9 山腹崩壊危険地区（林野庁所管）

国有林

危険地区番号	市町村名	地区	位置	公共施設等		
				人家戸数	公共施設建物	道路
1	本山町	下関	行川山 41			林道
2	本山町	仁尾ケ内	仁尾ケ内山 45			林道
3	本山町	瓜生野	桑ノ川山 6			林道
4	本山町	七戸	奥しらが山 28			林道
5	本山町	坂瀬	坂瀬山 16			県道
6	本山町	七戸	竜王山 33			県道
7	本山町	七戸	竜王山 33			県道
8	本山町	仁尾ケ内	仁尾ケ内山 45			林道
9	本山町	七戸	竜王山 25			県道
10	本山町	下関	行川山 41			林道

民有林直轄以外

箇所番号	大字	地区名	公共施設等				
			人家戸数	公共施設建物	道路		
					国道	県道	その他
341-0001	坂本	坂本	17	0		○	○
341-0002	瓜生野	桑の川	11	0			○
341-0003	瓜生野	東浦	5	0		○	○
341-0004	瓜生野	冬ノ瀬	20	0		○	○
341-0005	瓜生野	冬ノ瀬N○2	15	0		○	○
341-0006	瓜生野	与次ヤシキ	13	0		○	○
341-0007	瓜生野	草原	12	0		○	
341-0008	瓜生野	草原	5	0		○	
341-0009	瓜生野	瓜生野	17	0		○	
341-0010	瓜生野	作屋敷	60	0		○	○
341-0011	七戸	七戸	33	0		○	○
341-0012	七戸	大田羅	12	0		○	○
341-0013	瓜生野	西谷N○1	8	0		○	○
341-0014	瓜生野	西谷N○2	19	0			○
341-0015	沢ケ内	沢ケ内	61	1		○	○
341-0016	沢ケ内	早稲田	16	0		○	○
341-0017	立野	立野N○1	8	0		○	○
341-0018	立野	立野N○2	20	0		○	○
341-0019	立野	立野N○3	26	0		○	○
341-0020	吉野	吉野N○1	34	0		○	○
341-0021	吉野	吉野N○2	106	5		○	○
341-0022	吉野	吉野N○3	11	0			○

箇所番号	大字	地区名	公共施設等				
			人家戸数	公共施設 建物	道路		
					国道	県道	その他
341-0023	本山	上ノ宮	145	0	○		○
341-0024	下関	下関N○2	24	0		○	○
341-0025	本山	本山N○2	323	2	○	○	○
341-0026	井ノ窪	井ノ窪	56	0	○	○	○
341-0027	井ノ窪	松島N○1	33	0	○		○
341-0028	助藤	山崎	58	0	○		○
341-0029	下関	下関N○1	8	0		○	
341-0030	上関	上関N○1	31	0			○
341-0031	上関	上関N○2	10	0			○
341-0032	上関	藤ノ谷	23	0			○
341-0033	上関	蛇野	18	0			○
341-0034	北山	日浦	17	0			○
341-0035	北山	細野	45	0			○
341-0036	北山	渡津	16	0		○	○
341-0037	北山	大瀬N○2	19	0		○	○
341-0038	北山	大瀬N○3	19	0		○	○
341-0039	北山	大瀬N○4	16	0		○	○
341-0040	北山	猿ヶ滝	30	0			○
341-0041	北山	大田組	16	0			○
341-0042	下関	下関N○3	35	0		○	○
341-0043	瓜生野	与次屋敷N○1	2	0		○	○
341-0044	七戸	七戸	6	0		○	○
341-0045	七戸	瓜生野向	10	0			○
341-0046	沢ヶ内	沢ヶ内	0	0		○	
341-0047	北山	北山西	50	1	○	○	○
341-0048	上関	下関	7	0		○	○
341-0049	上関	下関	23	0		○	○
341-0050	大石	下大石	5	0			○
341-0051	大石	下大石	16	0			○
341-0052	本山	本山	27	0	○		○
341-0053	本山	本山N○1	480	13	○		○

9-10 崩壊土砂流出危険地区（林野庁所管）

国有林

危険地区番号	市町村名	地区	位置	公共施設等		
				人家戸数	公共施設建物	道路
1	本山町	上関	牛蒡谷山43			林道

民有林直轄以外

箇所番号	大字	地区名	公共施設等				
			人家戸数	公共施設建物	道路		
					国道	県道	その他
341-0001	瓜生野	冬ノ瀬 NO, 1	0	0			○
341-0002	瓜生野	冬ノ瀬 NO, 2	1	0		○	○
341-0003	瓜生野	瓜生野 NO, 2	14	0		○	○
341-0004	瓜生野	瓜生野 NO, 2	5	0		○	○
341-0005	上関	新頃 NO, 2	4	0			○
341-0006	瓜生野	瓜生野 NO, 3	6	0		○	○
341-0007	沢ノ内	屋所	8	0		○	○
341-0008	立野	坂本	8	0		○	○
341-0009	本山	長瀬 NO, 1	0	0			○
341-0010	北山	梶屋瀬	1	0			○
341-0011	北山	猿ヶ滝 NO, 1	7	0			○
341-0012	北山	猿ヶ滝 NO, 2	4	0			○
341-0013	上関	蛇野	3	0			○
341-0014	北山	日浦 NO, 1	8	0			○
341-0015	北山	日浦 NO, 2	8	0			○
341-0016	北山	栗ノ木 NO, 1	4	0			○
341-0017	北山	栗ノ木 NO, 2	8	0			○
341-0018	北山	栗ノ木 NO, 3	0	0			○
341-0019	下関	上関 NO, 1	90	0		○	○
341-0020	下関	上関 NO, 2	2	0			○
341-0021	下関	上関 NO, 3	0	0			○
341-0022	上関	藤ノ谷	0	0			○
341-0023	助藤	山崎 NO, 1	0	0			○
341-0024	助藤	山崎 NO, 2	1	0	○		○
341-0025	上関	梶屋敷	9	0			○
341-0026	北山	峰ノ平	2	0		○	○
341-0027	本山	本山	28	1	○		○
341-0028	吉延	吉延	1	0			○
341-0029	下関	下関	25	0			○
341-0030	北山	北山	4	0			○
341-0031	上関	上関	0	0			○
341-0032	下関	下関	7	0		○	○
341-0033	大石	地主	1	0			○
341-0034	大石	上大石	2	0			○
341-0035	瓜生野	坂瀬	0	0			○
341-0036	七戸	七戸 NO, 3	1	0		○	

## 9-11 道路危険箇所（県管理）

## 落石崩壊

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	施設名	所在地	備考
一般国道	439号	D439A520	84.0		長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439A525	361.0		長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439A530	290.0		長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439A535	235.0		長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439A540	294.0		長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439A545	139.0		長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439A550	274.0		長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439A555	137.0		長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439A560	615.0		長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439A565	49.0		長岡郡本山町本山	
一般国道	439号	D439A570	95.0		長岡郡本山町本山	
一般国道	439号	D439A575	11.0		長岡郡本山町本山	
一般国道	439号	D439A580	20.0		長岡郡本山町井窪	
一般国道	439号	D439A585	93.0		長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439A590	87.0		長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439A595	27.0		長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439A600	140.0		長岡郡本山町下津野	
一般国道	439号	D439A605	119.0		長岡郡本山町下津野	
一般国道	439号	D439A610	340.0		長岡郡本山町下津野	
一般国道	439号	D439A615	213.0		長岡郡本山町下津野	
一般国道	439号	D439A620	28.0		長岡郡本山町下津野	
一般国道	439号	D439A625	156.0		長岡郡本山町本山	
一般国道	439号	D439A630	50.0		長岡郡本山町本山	
一般国道	439号	D439A635	85.0		長岡郡本山町本山	
一般県道	磯谷本山線	D262A095	143.0		長岡郡本山町下関	
一般県道	磯谷本山線	D262A100	130.0		長岡郡本山町下関	
一般県道	磯谷本山線	D262A105	160.0		長岡郡本山町上関	
一般県道	磯谷本山線	D262A110	186.0		長岡郡本山町上関	
一般県道	磯谷本山線	D262A115	145.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	磯谷本山線	D262A120	141.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	磯谷本山線	D262A125	277.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	磯谷本山線	D262A130	68.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	磯谷本山線	D262A135	70.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	磯谷本山線	D262A140	120.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	田井大瀬線	D263A005	130.0		長岡郡本山町寺家	
一般県道	田井大瀬線	D263A010	109.0		長岡郡本山町寺家	
一般県道	田井大瀬線	D263A015	475.0		長岡郡本山町寺家	
一般県道	田井大瀬線	D263A020	34.0		長岡郡本山町寺家～北山	
一般県道	田井大瀬線	D263A025	485.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	田井大瀬線	D263A030	47.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	田井大瀬線	D263A035	65.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	田井大瀬線	D263A040	155.0		長岡郡本山町北山	

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	施設名	所在地	備考
一般県道	田井大瀬線	D263A045	65.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	田井大瀬線	D263A050	76.0		長岡郡本山町北山	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A005	245.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A010	185.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A015	175.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A020	270.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A025	1300.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A030	25.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A035	120.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A040	190.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A045	80.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A050	365.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A055	133.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A060	330.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A065	612.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A070	36.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A075	30.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A080	160.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A085	200.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A090	9.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A100	17.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A095	92.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A105	223.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A110	511.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A125	13.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A115	120.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A120	640.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A130	295.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A135	180.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A140	302.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A145	453.0		長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A150	160.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A155	175.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A160	305.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A165	388.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A170	123.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A175	625.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A180	50.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A185	273.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A190	70.0		長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A195	285.0		長岡郡本山町七戸～瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A200	506.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A205	220.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A210	212.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A215	90.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A220	187.0		長岡郡本山町瓜生野	

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	施設名	所在地	備考
一般県道	坂瀬吉野線	D264A225	97.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A230	85.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A235	50.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A240	142.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A245	140.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A250	118.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A255	629.0		長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A260	351.0		長岡郡本山町瓜生野～屋所 ～沢ヶ内	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A265	212.0		長岡郡本山町沢ヶ内	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A270	65.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A275	205.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A280	162.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A285	173.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A290	70.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A295	105.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A300	475.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A305	186.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A310	408.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A315	242.0		長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A320	135.0		長岡郡本山町坂本～吉野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A325	105.0		長岡郡本山町坂本～吉野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A330	280.0		長岡郡本山町坂本～吉野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264A335	397.0		長岡郡本山町坂本～吉野	
一般県道	上穴内本山線	D267A005	360.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A010	205.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A015	435.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A020	130.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A025	110.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A030	95.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A035	170.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A040	112.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A045	143.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A050	50.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A055	225.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A060	120.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A065	471.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A070	290.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A075	110.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A080	75.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A085	50.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A090	122.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A095	95.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A100	182.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A105	90.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A115	70.0		長岡郡本山町吉延	

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	施設名	所在地	備考
一般県道	上穴内本山線	D267A120	37.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A125	50.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A130	58.0		長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267A135	240.0		長岡郡本山町高角	
一般県道	上穴内本山線	D267A140	122.0		長岡郡本山町高角	
一般県道	上穴内本山線	D267A145	168.0		長岡郡本山町高角	
一般県道	上穴内本山線	D267A150	120.0		長岡郡本山町高角	
一般県道	上穴内本山線	D267A155	276.0		長岡郡本山町高角	
一般県道	上穴内本山線	D267A160	132.0		長岡郡本山町高角	

### 岩石崩壊

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	所在地	備考
一般県道	坂瀬吉野線	D264B005	340.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B010	120.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B015	190.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B020	133.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B025	180.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B030	285.0	長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B035	212.0	長岡郡本山町沢ヶ内	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B040	205.0	長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B045	105.0	長岡郡本山町坂本	
一般県道	坂瀬吉野線	D264B050	408.0	長岡郡本山町坂本	
一般県道	上穴内本山線	D267B005	110.0	長岡郡本山町吉延	

### 地すべり

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	所在地	備考
一般国道	439号	D439C060	750.0	長岡郡本山町助藤～木能津	
一般国道	439号	D439C065	840.0	長岡郡本山町木能津～本山	
一般国道	439号	D439C070	280.0	長岡郡本山町本山	
一般国道	439号	D439C075	1080.0	長岡郡本山町本山	
一般県道	磯谷本山線	D262C020	665.0	長岡郡本山町北山	
一般県道	磯谷本山線	D262C025	665.0	長岡郡本山町北山	
一般県道	田井大瀬線	D263C005	315.0	長岡郡本山町寺家	
一般県道	田井大瀬線	D263C010	585.0	長岡郡本山町北山	
一般県道	上穴内本山線	D267C005	143.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267C010	225.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267C015	2615.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267C020	1291.0	長岡郡本山町高角	

### 土石流

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	所在地	備考
一般国道	439号	D439E105	4.0	長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439E110	4.0	長岡郡本山町助藤	
一般国道	439号	D439E115	12.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439E120	8.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439E125	8.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439E130	6.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439E135	4.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	439号	D439E140	4.0	長岡郡本山町木能津	
一般県道	磯谷本山線	D262E035	20.0	長岡郡本山町北山	

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	所在地	備考
一般県道	坂瀬吉野線	D264E005	11.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E010	10.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E015	5.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E020	5.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E025	10.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E030	4.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E035	5.0	長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E040	6.0	長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E045	5.0	長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E050	10.0	長岡郡本山町七戸～瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E055	8.0	長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E060	10.0	長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E065	10.0	長岡郡本山町瓜生野～屋所	
一般県道	坂瀬吉野線	D264E070	8.0	長岡郡本山町坂本	
一般県道	上穴内本山線	D267E005	15.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267E010	10.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267E015	11.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267E020	10.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267E025	4.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267E030	8.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267E035	12.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267E040	3.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267E045	5.0	長岡郡本山町高角	

盛土災害

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	所在地	備考
一般国道	4 3 9号	D439F025	146.0	長岡郡本山町助藤	
一般国道	4 3 9号	D439F030	59.0	長岡郡本山町助藤	
一般国道	4 3 9号	D439F035	234.0	長岡郡本山町下津野	
一般国道	4 3 9号	D439F040	319.0	長岡郡本山町下津野～井の窪	
一般県道	坂瀬吉野線	D264F005	29.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264F010	110.0	長岡郡本山町沢ヶ内	
一般県道	坂瀬吉野線	D264F015	23.0	長岡郡本山町坂本	
一般県道	上穴内本山線	D267F005	45.0	長岡郡本山町吉延	

擁壁

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	所在地	備考
一般国道	4 3 9号	D439G170	37.0	長岡郡本山町助藤	
一般国道	4 3 9号	D439G175	58.0	長岡郡本山町助藤	
一般国道	4 3 9号	D439G180	77.0	長岡郡本山町助藤	
一般国道	4 3 9号	D439G185	71.0	長岡郡本山町助藤	
一般国道	4 3 9号	D439G190	162.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	4 3 9号	D439G195	224.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	4 3 9号	D439G200	137.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	4 3 9号	D439G205	34.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	4 3 9号	D439G210	64.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	4 3 9号	D439G215	118.0	長岡郡本山町木能津	
一般国道	4 3 9号	D439G220	234.0	長岡郡本山町下津野	
一般国道	4 3 9号	D439G225	50.0	長岡郡本山町本山	
一般国道	4 3 9号	D439G230	201.0	長岡郡本山町本山	
一般国道	4 3 9号	D439G235	147.0	長岡郡本山町本山	
一般国道	4 3 9号	D439G240	93.0	長岡郡本山町本山	
一般県道	田井大瀬線	D263G005	80.0	長岡郡本山町寺家	

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	所在地	備考
一般県道	田井大瀬線	D263G010	70.0	長岡郡本山町北山	
一般県道	坂瀬吉野線	D264G005	36.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264G010	110.0	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264G015	40.0	長岡郡本山町屋所	
一般県道	坂瀬吉野線	D264G020	150.0	長岡郡本山町屋所	
一般県道	上穴内本山線	D267G005	32.0	長岡郡本山町吉延	
一般県道	上穴内本山線	D267G010	60.0	長岡郡本山町吉延	

#### 橋梁基礎の洗掘

道路種別	路線名	施設管理番号	延長(m)	施設名	所在地	備考
一般県道	田井大瀬線	D263H005	145.0	吉田橋	土佐郡土佐町田井～ 長岡郡本山町吉野	
一般県道	田井大瀬線	D263H010	48.0	三倉橋	長岡郡本山町吉野	
一般県道	田井大瀬線	D263H015	9.5	上谷橋	長岡郡本山町北山	
一般県道	坂瀬吉野線	D264H005	14.6	坂瀬橋	長岡郡本山町坂瀬	
一般県道	坂瀬吉野線	D264H010	13.5	冬ノ瀬橋	長岡郡本山町七戸	
一般県道	坂瀬吉野線	D264H015	17.4	藤ヶ谷橋	長岡郡本山町瓜生野	
一般県道	坂瀬吉野線	D264H020	22.6	汗見川橋	長岡郡本山町屋所～沢ヶ内	

### 9-12 河川危険区域（国土交通省所管）

河川名	責任市町村名	危険区域		特に危険な場所及び対策				溢流・決壊等を予想した被害				避難場所	
		左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延長 (m)	箇所名	予想される危険状況	水防工法	公共施設	一般戸数	人口 (人)		耕地 (ha)
吉野川	本山町	右	1,500	右	300	本山町本山	溢水	土俵積		15	80	13.0	本山小学校
汗見川	本山町	左右	1,000 1,000	左右	200 100	本山町吉野	溢水	土俵積	2	135	315	10.0	吉野公民館

### 9-13 ため池危険地区（農村振興局所管）

市町村名	名称	所在地	堤高(m)	貯水量(m <sup>3</sup> )	決壊等による人家への影響 人家(戸)
本山町	沢の池	吉延	10.9	44,000	1
本山町	三山池	寺池	14.5	70,000	22

## 10 気象観測に関する資料

### 10-1 雨量観測所

整理 No	所轄区分	流域名	観測所名	所在地	備考
18	本山事務所	吉野川	本山	本山町本山	県所管
11	国土交通省吉野川 ダム統合管理事務所	汗見川	汗見	本山町大字沢ヶ内 坂瀬山	国及び気象台所管
12	国土交通省吉野川 ダム統合管理事務所	吉野川	古田	本山町大字古田字 ウ子	国及び気象台所管
68	高知地方気象台	吉野川	本山	本山町本山	国及び気象台所管

### 10-2 水位観測所

(単位：m)

整理 No	所轄区分	河川名 (水系)	観測所名	所在地	種別	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	零点高 ELm
25	本山事務所	吉野川	本山	本山町 本山	量	5.00	8.00			233.83
94	独立行政法人 水資源機構	吉野川	本山橋	本山町 本山	テ	8.00	10.50	12.60	13.10	232.54

【種別】 テ：テレメーター、量：量水標

### 10-3 地震計

番号	設置場所	備考
22	長岡郡本山町本山 嶺北広域行政事務組合消防本部	県設置市町村計測震度計

## 10-4 気象庁震度階級関連解説表

## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができな。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●建物の状況

震度階級	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

---

## 内容

<b>1</b>	<b>防災関係機関・規程等に関する資料</b>	<b>1</b>
1-1	防災関係機関連絡先	1
1-2	本山町防災基本条例	3
1-3	本山町防災会議条例	7
1-4	本山町災害対策本部条例	9
1-5	高知県内市町村災害時相互応援協定	10
1-6	高知県内市町村災害時相互応援協定実施細則	12
1-7	高知県消防防災ヘリコプター支援協定	14
<b>2</b>	<b>通信に関する資料</b>	<b>16</b>
2-1	本山町地域情報通信基盤施設（IP告知放送システム）	16
<b>3</b>	<b>消防に関する資料</b>	<b>17</b>
3-1	消防団の団員数及び保有車両	17
3-2	消防団分団担当区域	17
3-3	火災時の出動分団区分	18
3-4	消防団保有無線	19
<b>4</b>	<b>避難に関する資料</b>	<b>20</b>
4-1	指定緊急避難場所及び指定避難所	20
4-2	福祉避難所	21
<b>5</b>	<b>輸送・交通に関する資料</b>	<b>22</b>
5-1	町内の重要道路	22
5-2	災害対策用ヘリコプター発着場及び物資輸送拠点	22
5-3	異常気象時主要交通規制箇所	23
<b>6</b>	<b>医療救護に関する資料</b>	<b>24</b>
6-1	本山町災害時医療救護計画	24
6-2	医療機関	32
<b>7</b>	<b>災害救助に関する資料</b>	<b>33</b>
7-1	災害救助法による災害救助基準	33
7-2	危険区域における要配慮者利用施設	37
7-3	建設業協会加盟業者等の保有資機材及び車両	38
7-4	し尿の収集・処理関係業者	38
7-5	廃棄物の収集・処理関係業者	39
7-6	遺体の処理及び埋火葬関係施設及び業者	40
7-7	災害救助用備蓄物資	40
<b>8</b>	<b>危険物施設等に関する資料</b>	<b>41</b>

---

8-1	危険物施設	41
<b>9</b>	<b>災害危険箇所に関する資料</b>	<b>42</b>
9-1	地すべり防止区域	42
1	国土交通省所管	42
2	林野庁所管	42
3	農村振興局所管	42
9-2	地すべり危険箇所（国土交通省所管）	43
9-3	地すべり危険地区（林野庁所管）	43
9-4	地すべり危険地区（農村振興局所管）	44
9-5	急傾斜地崩壊危険区域	44
9-6	土砂災害(特別)警戒区域	45
9-7	土石流危険溪流	50
9-8	砂防指定地	52
9-9	山腹崩壊危険地区（林野庁所管）	54
9-10	崩壊土砂流出危険地区（林野庁所管）	56
9-11	道路危険箇所（県管理）	57
9-12	河川危険区域（国土交通省所管）	63
9-13	ため池危険地区（農村振興局所管）	63
<b>10</b>	<b>気象観測に関する資料</b>	<b>64</b>
10-1	雨量観測所	64
10-2	水位観測所	64
10-3	地震計	64
10-4	気象庁震度階級関連解説表	65